

令和7年10月10日	資料3
第1回 「小規模事業場ストレスチェック 実施マニュアル」作成ワーキンググループ	

安衛則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴く機会の活用について

安衛則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴く機会の活用について

✓ 安衛則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴く機会の活用等の現状について、都道府県労働局・労働基準監督署等にヒアリング等を行ったところ、以下のような活用例等が得られた。

活用例等

- 定例の業務ミーティングの場を活用して、同業種の災害事例等について共有する場を設け、労働者からの意見を聴いている。
- 朝礼などの打合せの場を活用して、KYやヒヤリハット活動結果の周知、説明等を共有する機会として活用している。
- 環境・消防・交通安全などの他の委員会の開催と併せる形で、安全衛生に関する問題や作業環境の改善の提案について話し合う場を設けている。
- 月一回、運行管理関係の安全会議をやっており、その場で併せて、労働災害事例の共有や腰痛防止、新規入社の労働者への健康面での指導等について話すなど、安全衛生関係の会話をする機会を設けている（運送業）。

（参考）

■労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

第二十三条の二 委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

※ 関係労働者とは、当該事業における個々の衛生問題に関係のある労働者をいうこと。（昭23.1.16基発第83号、昭33.2.13基発第90号）

※ 「関係労働者の意見を聴くための機会を設ける」とは、安全衛生の委員会、労働者の常会、職場懇談会等労働者の意見を聴くための措置を講ずることをいうものであること。（昭47.9.18基発第601号の1）